

パブリックコメント 結果概要

募集期間 平成30年11月6日（火）～12月6日（木）
意見提出者数 5名
意見件数 36件

1 意見概要

(1) 条例の内容に関する意見

- ・協議会役員手当の必要性について
- ・公民館職員の協議会事務局兼務について

(2) 条例の内容を補足する意見

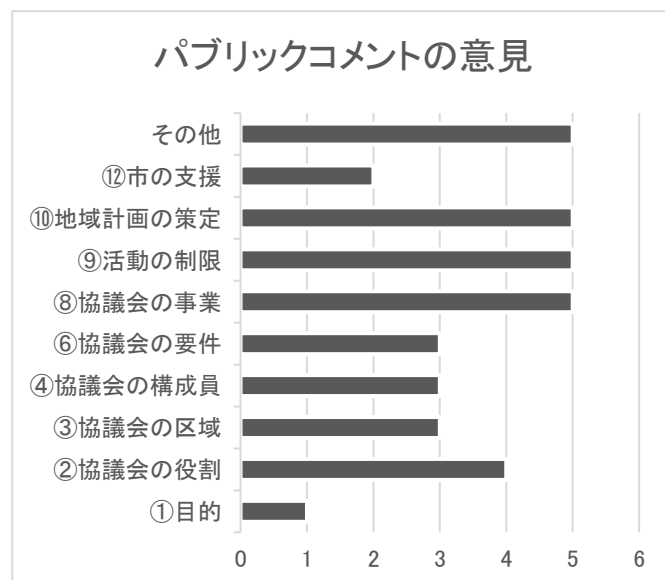
- ・協議会が担う役割や構成員の範囲、具体的な事業内容
- ・協議会に関する意義の啓発
- ・地域計画の策定の内容

(3) 条例の内容に反対する意見

- ・協議会の活動の制限の条文化
- ・協議会の要件に事務所の設置項目がなく、市の支援もない点

(4) その他の意見

- ・市の組織体制、条例策定プロセスについて



2 意見に対する分析

最も意見が多い項目は「⑧協議会の事業」「⑨活動の制限」「⑩地域計画の策定」となり、ついで「②協議会の役割」となった。

この点を中心に、修正の検討及び意見としての扱いを考えた。

(1) 修正を要する意見

「⑧協議会の事業」に関する意見のうち、1件は協議会からの意見にも多くあった事業項目の整理に関するもので、視点は異なるものの、地域の実状を踏まえた協議会の主体性を尊重する意味からも、修正につながる意見とした。各地区共通の課題となる事業は分野（福祉、防災、コミュニティスクール関係）を列記することとした。

(2) 今後の参考とする意見

条例の内容に関する意見は、市の支援に対する要望であったため、今後の支援のあり方に関する検討の参考とすることとした。

条例の内容を補足する意見及びその他の意見については、今後地域づくりを推進する取組みの参考となる意見として受けた。

条例の内容に反対する意見は、協議会の活動の制限の考え方、条文化の必要性

や、協議会事務所の設置に対するものだったが、公共的な活動のあり方や活動拠点整備の方針を踏まえ、意見として受けた。

全般的に条例案（骨子）の趣旨に対する意見はなかった。